

令和5年度 戦略的イノベーション創造プログラム（第3期）

課題「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」

研究開発項目E 公募要領

令和5年7月31日

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

<目次>

1. 事業の概要	1
(1) 戦略的イノベーション創造プログラムの目的	
(2) 豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築の趣旨（コンセプト）	
2. 募集内容	2
(1) 名称：第3期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）	
(2) 課題名：「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」	
(3) 提案の種類	
3. 応募要件等	3
(1) 応募の要件	
(2) 研究実施体制	
(3) 資格要件	
(4) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件	
(5) 研究代表者等に関する要件	
(6) 研究管理運営機関を設置できる要件	
(7) コンソーシアム間の連携等	
(8) その他	
4. 研究費の規模と範囲	7
(1) 研究期間	
(2) 研究費の上限	
(3) 委託経費の対象となる経費	
(4) 年度またがりの調達及び研究費の翌年度への繰越し	
(5) 購入機器等の帰属及び管理	
5. 民間投資（民間企業によるマッチングファンド）	9
6. 応募から委託契約までの流れ	10
7. 応募手続きについて	10
(1) 応募方法	
(2) 応募受付期間	
(3) 応募書類	
(4) 応募に当たっての注意事項	
8. 委託先の選定	11
(1) 委託先の選定に当たって	
(2) 選定方法	
(3) 審査基準	
(4) 審査の手順	
(5) 審査結果等の通知	
9. 委託契約の締結	14
(1) 委託契約の締結	
(2) 委託期間	

(3) 翌年度以降の取扱い	
10. 研究開発の運営管理	15
11. 「国民との科学・技術対話」の推進	16
12. 研究成果の取扱い	16
(1) 知財委員会	
(2) 知的財産マネジメント	
(3) 知的財産権に関する取り決め	
(4) バックグラウンド知財権の実施許諾	
(5) フォアグラウンド知財権の取扱い	
(6) 知的財産権の報告や申請	
(7) フォアグラウンド知財権の実施許諾	
(8) 終了時の知財権取扱いについて	
(9) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について	
(10) 研究成果の有効活用	
(11) データマネジメント	
(12) 知的財産権の管理	
(13) 研究課題間連携	
(14) 研究成果報告書等	
(15) 研究成果の発表	
(16) 研究成果の社会実装への取組	
(17) e-Rad からの内閣府への情報提供等	
13. 不合理な重複及び過度の集中の排除	21
(1) 応募書類への記載	
(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合	
14. 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等	23
(1) 研究費の不正使用等への対応について	
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	
(3) 虚偽の申請に対する対応	
(4) 研究活動における不正行為への対応について	
(5) 不正行為が行われた場合の措置	
(6) 指名停止を受けた場合の取扱い	
(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について	
15. 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBI R）	28
16. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	28
17. 若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用	29
(1) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	
(2) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用	
(3) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について	

(4) エフォート管理の統一	
18. 情報管理の適正化	30
(1) 本事業の実施体制	
(2) 情報保全	
(3) 応募者に要求される事項	
19. 法令、指針等に関する対応	31
(1) 個人情報の取扱い	
(2) 安全保障貿易について	
(3) 動物実験等に関する対応	
20. 公募説明会の開催	32
21. 問合せ先	32

別添 E. 行動科学のアプローチを用いた質の高い食生活の実現に向けた研究開発

<別紙 (※ウェブサイトに掲載中) >

別紙1 e-Radによる応募手続について

別紙2 研究計画提案書様式

(別添) TRL等の整理

別紙3 契約方式 (公募から契約締結までの事務の流れ、契約締結から額の確定までの事務の流れ)

(別添1①) 「〇〇コンソーシアム」規約等 (規約、事務処理規程、会計処理規程、知財合意書)

(別添1②) 「〇〇コンソーシアム」参加契約書

(別添1③) 「〇〇コンソーシアム規約」同意書

(別添2) 〇〇共同研究機関協定書ひな形

別紙4 データマネジメント基本方針

(別添) データマネジメントプラン

別紙5-1 調達における情報セキュリティ基準

別紙5-2 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

令和5年度 戦略的イノベーション創造プログラム（第3期）「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」 公募要領

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。令和5年度当初予算で措置された「戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）」を国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業において委託研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

1 事業の概要

(1) 戦略的イノベーション創造プログラムの目的

総合科学技術・イノベーション会議では、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造するとともに、日本経済の再生を果たすために、各省庁の取組を俯瞰しつつ、その枠を超えたイノベーションを創造するべく、戦略推進機能の強化を図ってきたところです。その一環として、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）で、基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発、及びその成果の社会実装に産学官連携で取り組むことを推進しており、令和5年度からSIP第3期が開始されます。

SIP第3期の開始に向けて、令和3年12月23日ガバニングボードにより、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）を踏まえ、我が国が目指す社会像（Society 5.0）からのバックキャストにより15の課題候補が決定されました。これら課題候補について、令和4年度はSIP第3期に向けたフィージビリティスタディが実施され、事前評価を踏まえて、令和5年1月26日にガバニングボードにて14の課題が決定されました。各課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「戦略及び計画」）」という。」（案）についてパブリックコメントの受付と、プログラムディレクター（PD）の公募を行い、令和5年3月に各課題のPDが決定されています。

これらを踏まえ、14の課題の一つである課題「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」の推進に係る事業者を以下の通り募集します。

(2) 豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築の趣旨（コンセプト）

「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」（以下「本課題」）では、“豊かな食”を国民全体の食の安全・安心が担保され、日々の活力ある生活に繋がる食事を摂取できる状態と定義し、“豊かな食”を実現するため、①食料安全保障及び②環境負荷低減を通じた「安全・安心な生活基盤」の確立、並びに③健康維持増進を通じた「活力ある生活」の確立を目指します。

現在、我が国においては、国内の食料や食料生産に必要なとなる肥料・飼料の多くが輸入

に依存し、食料供給が特定国の動向に左右される等、地政学的なリスク等を抱えています。また、中国等の新興国のプレゼンス上昇に伴う国際市場での日本の購買力の相対的低下、異常気象の頻発による生産の不安定化、家畜飼料や肥料資源の奪い合いとそれに伴う価格高騰が発生しています。さらに、足下ではコロナ禍やウクライナ危機を発端とするグローバルフードチェーンの脆弱さが露見し、円安による国内食品価格の更なる高騰も発生しています。加えて、国民の食料消費面では、健康な食習慣を持つ消費者とそうでない消費者の二極化が進みつつあり、今後、健康な食習慣を持たない消費者の増加による医療財政の圧迫等が懸念される状況でもあります。

本課題では、こうした近年の食をめぐる課題に対応し、国民に豊かな食が持続的に提供されるフードチェーンの構築を目指し、フィジカル空間で得られたビックデータの人工知能（AI）による解析・フィードバック技術等を駆使し、食分野におけるイノベーションの創出と関連産業の活性化を図っていきます。

2 募集内容

(1) 名称：第3期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

(2) 課題名：「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」

（PD：松本 英三 株式会社J-オイルミルズ 取締役常務執行役員）

本事業では、以下のAからEの研究課題に取り組むこととしており、4月14日からの公募（5月18日締め切り）により、既にAからDの研究課題については採択を行ったところです。今回、採択を行っていないEの研究課題について委託研究の再公募をいたします。Eの研究課題の詳細については別添に定めています。

A 植物性タンパク質（大豆）の育種基盤構築と栽培技術確立

B 肥料の国内循環利用システム構築

C 動物性タンパク質（水産物）の次世代養殖システム構築

D 国産大豆等を利用した豊かな食設計システムの開発

E 行動科学のアプローチを用いた質の高い食生活の実現に向けた研究開発（別添）

(3) 提案の類型

別添に定める研究開発項目について、次のいずれかの類型により提案していただきます。

① 包括提案型

別添に定めるEの研究開発項目の全体を包括的に取り組む計画の提案を対象とします。提案者は、当該研究開発項目について基礎から実用化・事業化までを見据えた研究開発に取り組む複数の研究機関からなる研究グループを想定しています。

② 技術提案型

別添に定める研究開発項目の細目については、一部の技術等に係る計画の提案も対象とします。提案者は、単独の研究機関又は少数の研究機関からなる研究グループを想定しています。

3 応募要件等

(1) 応募の要件

提案する試験研究は、当該提案に係る研究開発項目に合致する研究開発についての具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。

この他、別添に応募の要件として別途定めがある場合は、それを満たすことが必要です。

(2) 研究実施体制

単独での応募又は複数の研究機関等からなる研究グループのどちらも応募が可能です。

ただし、採択が決定した後、委託契約締結までの間に研究開発項目の単位で又は(6)に記載されたPDの指示があった場合は当該指示に係る複数の研究開発項目でまとまってコンソーシアムを構築することとし、単独の研究機関又は研究グループを含む全ての採択機関には各々が応募した研究開発項目を実施するコンソーシアムに参画していただきます。

なお、包括提案型の応募がない又は応募された包括提案型が不採択となった場合で、技術提案型の提案のみが採択となる場合は、研究開発項目の細目単位でのコンソーシアムの設置とします。

(3) 資格要件（単独での応募及び研究グループによる応募の両方に共通）

応募することができる者（単独で応募する場合は当該機関、研究グループで応募する場合は代表研究機関）は、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学等、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であること。

※研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有していること。
 - イ 知的財産、研究管理等に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ② 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約（令和5年7月以降を予定）までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。

(<https://www.chotatujohe.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

研究機関が、令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする研究開発項目の全部又は一部の実施について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。具体的には以下の能力・体制を有していることが必要です。
 - ア 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制
 - イ 研究グループを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制（代表研究機関の場合）
 - ウ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - エ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

（４）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関等が共同で研究開発項目の全部又は一部の実施を受託しようとする場合は、研究グループを構成し、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表研究機関から行うことが必要です。その際、研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての研究機関が同意していることが必要です。

（委託事業は直接採択方式であり、研究開発項目の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。）

（５）研究代表者等に関する要件

代表研究機関（単独で応募する場合は当該機関）の研究代表者及び共同研究機関における研究実施責任者は、応募する研究機関等に所属する研究者等であって、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 実施を希望する研究開発項目の全部又は一部を適切に実施する能力を有し、研究実施期間を通じて当該研究に責任を負うことができること。
- ② 実施を希望する研究開発項目の全部又は一部に関する分野の研究を遂行しうる技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の研究機関に所属する常勤の研究者等であって、研究実施期間を通して研究施設等の利用が確保されていること。

(6) 研究管理運営機関を設置できる要件

研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置することができます。この場合、提案に当たっては、別紙2の提案書様式2-5の理由書が必要になります。

研究を実施する機関が研究管理運営機関となる場合の要件は、3（3）の⑤を準用します。

また、研究の管理運営のみを行う機関が研究管理運営機関となる場合は、3（3）の⑤のイからオを準用するとともに、以下の要件を追加します。

カ 原則、研究代表者と一体となって研究を推進することができる機関であること。

キ 原則、生研支援センター又は他の公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続きを円滑に行うことができる能力・体制を有すること。

なお、課題が採択された場合は、研究の実施や経理執行、成果報告等に関する体制整備や役割分担を明確にする必要があります。また、別途、これに関するコンソーシアム内の規約等のご提出を求める予定としております。

[参考：研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延することが想定される場合

(7) コンソーシアム間の連携等

本事業によって、近年の食をめぐる課題に対応し、国民に豊かな食が持続的に提供されるフードチェーンの構築を目指し、フィジカル空間で得られたビックデータの人工知能（AI）による解析・フィードバック技術等を駆使し、食分野におけるイノベーションの創出には、多様な分野の先端技術、基礎・基盤技術の結集、融合を図るとともに、各研究開発課題の取組を体系的、重層的に実施することが必要です。

このような観点から、各コンソーシアムの研究代表者等は、PD等の指示の下、情報の取扱いを明確化した上で関連する他のコンソーシアムとの間で研究の進捗や今後の計画等に関し情報交換を行うとともに、互いの連携によって研究開発の加速化や研究開発成果の社会実装の促進等が図られるようこうした取組に参加・協力することが必要です。

また、複数の研究開発項目単位で構成される研究開発項目（AからE）については、研究開発項目を構成するコンソーシアムのメンバーの中から研究開発項目全体を統括する研究責任者をPDが指名します。

なお、研究開発項目の細目ごとに研究代表者を決めていただきます。研究開発項目の細目に技術提案した者は包括提案のコンソーシアムに参加していただきます。ただし、

包括提案型の応募がない又は応募された包括提案型が不採択となった場合で、技術提案型の提案のみが採択となる時はこの限りではありません。

前述のPDの指名を受けた研究責任者は研究開発項目全体の研究の進行管理とともに、コンソーシアム間の連携により相乗効果が発揮されるよう努めることが必要です。他のコンソーシアムの研究代表者等はこうした取組に協力するとともに、PDからコンソーシアムを統合する指示があった場合は、各コンソーシアムの研究代表者等は統合に向けてともに協力することが必要です。

(8) その他

- ・ 事業者は、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針*1」ならびに「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針*1」を十分に理解した上で、本事業に参加すること。
- ・ 事業者は、「戦略及び計画」ならびにプログラムディレクター（PD）やプロジェクトマネージャー（PM）等の意向を踏まえながら、SIP関係者（関係省庁やその他実施機関を含む）と密に連携・協力した上で事業を実施すること。
- ・ 事業者は、「戦略及び計画」ならびにプログラムディレクター（PD）やプロジェクトマネージャー（PM）等と密に連携を取りながら、当該実施内容の方針・SIP事業からのエグジット戦略・マッチングファンド・データ連携等について検討すること。
- ・ 事業者は、「SIP利益相反マネジメントポリシー*1」及び「SIP利益相反マネジメント規則*1」を遵守する必要がある、十分に理解した上で課題の推進等に取り組むこと。
- ・ 事業者は、国際競争力の強化や新たな産業の創出につなげるよう、「SIP知的財産の扱いに関する運用指針*1」を十分踏まえること。
- ・ 事業者は、管理対象データの範囲の設定、管理対象データの保存、共有および必要な範囲での公開などを定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定し、それに基づいてデータを適切に管理すること。その際、研究データ基盤システム（NIIRD C）の活用を推奨する。
- ・ 事業者は、「SIP評価に関する運用指針*1」に基づき、自己点検を行うとともに、研究推進法人が実施するピアレビューやユーザーレビューに協力すること。
- ・ 事業者は、関連するシンポジウムや、ウェブサイト等を通じて進捗状況や成果について利用者目線で分かりやすく情報発信するよう努めること。また、国際連携、国際標準化に取り組む課題については国際シンポジウムなどにより国際的な情報発信にも取り組むよう努めること
- ・ 事業者は、内閣府・PDならびに研究推進法人等のSIP関係者から求めがあった場合、事業開始からSIP第3期の事業期間終了後4年を経過するまで適切な範囲で追跡調査等に応じること。

*1 内閣府 HP (<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/index.html>)

- ・ 事業者は、海外からの不当な影響による、SIPにおける研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保できるよう取り組むこと。
- ・ 事業者は、革新技術を扱うことから法令への適合性について検討が必要であるなど特に関

連する法令について把握して、受託元に事前に報告すること。
また、実施にあたって、遵守すること。

4 研究費の規模と範囲

(1) 研究期間：令和5（2023）年10月頃から5年程度の予定（令和5（2023）年度を初年度とし、2028年3月末までで提案してください）。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算が約束されるものではありません。

(2) 研究費の上限：令和5年度における研究開発項目毎の研究費の上限額（年額）は以下のとおりとします。

包括提案型の上限額：研究開発項目Eの上限額と同様

技術提案型の上限額：研究開発項目Eの包括提案型の上限額の内数

ただし、委託予定先となった研究機関あるいは研究グループの提案における研究費合計額が、当該委託予定の研究開発項目の上限額を超える場合は、8（5）の試験研究計画を修正する際に、研究費を調整していただきます。

研究開発項目	上限額 (百万円)
E. 行動科学のアプローチを用いた質の高い食生活の実現に向けた研究開発	178
① 生産・流通・消費における科学技術活用パーセプションギャップ解消	【(※)】
② 多様なタンパク質を選択できる食生活の改善に向けた手法開発	【(※)】

表中(※) 研究開発項目の細目の額、技術提案型の上限額は包括提案型の上限額の内数となります。研究開発項目の上限額を超える場合は、研究費を調整していただきます。

(3) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：研究の遂行、研究成果のとりまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする下記の経費

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額）

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りま。

また、経費の詳細については、「府省共通経費取扱区分表等について」をご確認下さい。

2) 間接経費 (※)

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費総額の10～30%の割合（研究機関により割合は異なります）に相当する額を上限として計上できます。

- ※1 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年10月1日改正）

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf)

を御確認ください。

- ※2 直接経費に計上できるものは、本事業による委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は委託研究に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託研究に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託研究に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（委託研究に係る勤務実態の管理）を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と委託研究の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

- ※3 物品費の設備備品費については、本事業の研究課題で使用するもので、使用可能期間が1年以上あるもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては、自費での対応となります。

- ※4 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等にかかる経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

(4) 年度またがりの調達及び研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる研究委託契約を締結した場合、その期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合や翌年度からの調達手続きでは研究開始に間に合わないなど特別の理由がある場合が考えられます。

また、翌年度への繰越しについては、コンソーシアムに帰責事由がない場合に限り、ます。

(5) 購入機器等の帰属及び管理

委託研究を実施するコンソーシアムを構成する全機関（以下「受託者」という。）が研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」の所有権は、その期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託研究終了後も当該物品を研究目的で継続利用する場合に限り、申請により一定期間引き続き無償で継続使用することができます。具体的には委託研究の実施期間終了時に別途、生研支援センターからお知らせします。

また、研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして本事業の購入物品である旨を明記してください。

5 民間投資（民間企業によるマッチングファンド）

S I Pの第3期では、研究開発成果の事業化・実用化、普及を促進する仕組みとして、これらの取組を主に担う民間企業によるマッチングファンド（以下「民間投資」という。）の要素をビルトインしています。また、毎年度の民間投資の状況はガバニングボード（GB）による各S I P課題の年度評価の評価項目の一つとされています。

このようなことから、研究開発成果の主な引き取り先が民間企業である研究開発項目に係る委託研究の実施を希望する場合は、これらの民間企業が参画した委託研究の実施体制を検討ください。特に2の（1）のD及びEの研究課題を中心にこの適用を検討ください。

また、民間企業が参画した実施体制による委託研究の応募については民間投資の計画についても提案いただくとともに、委託研究の実施期間中は毎年度、民間投資がどの程度行われたかを把握するため、生研支援センターが別途指定する期日までに当該年度の民間投資の実績等を生研支援センターに報告していただきます。

提案及び報告の対象となる民間投資の範囲及び当該民間投資に計上できる経費は以下のとおりとします。

① 民間投資の範囲

研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、委託研究を受託する民間企業及び委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業が自らの負担により行う投資

② 民間投資に計上できる経費

毎年度、当該年度の民間投資として計上できる経費は、次の経費とします。なお、経費の算定に必要な単価は各民間企業が用いる単価を適用してください。

ア ①に掲げる目的のために、当該年度に民間企業が自己資金で支出した、4の（3）の1）及び2）に定める直接経費、間接経費に相当する経費（間接経費の算定は委託経費の算定方法に準じる。）

イ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した固定資産の減価償却費

- ウ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、①に掲げる目的のために当該年度に利用した消耗品その他資産（「その他資産」は自己資金による研究開発で取得したデータなど。イの固定資産を除く。）

本事業による委託研究を受託する民間企業又は協力機関として参画する民間企業がある場合、当該民間企業は自らも負担して、研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及に努めてください。

6 応募から委託契約までの流れ

令和5年	7月31日（月）	募要領の公表・公示
	8月30日（水）12:00	応募受付締切り
	9月4日（月）以降	書類審査
	9月20日（水）以降	面接審査
	10月上旬	採択研究機関の決定
	10月上旬	採択研究グループの決定・公表、採否の通知
	10月以降	委託契約締結

(注) スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

7 応募手続きについて

(1) 応募方法

応募者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>（別紙1参照））を使用して、応募してください。研究グループによる応募の場合は代表研究機関の研究代表者が研究グループ全体の研究内容を取りまとめた上で応募してください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。研究費の配分を受ける研究機関は全て登録が必要ですが、少なくとも提案書を提出する代表研究機関は提案書提出までに登録が必要です。また、共同研究機関は採択までには登録していただく必要があります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、現在未登録の機関については余裕を持って登録手続きをしていただくようご注意ください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください）。

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（※）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

※ e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研支援センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した提案書に含まれる内容を総称して

「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

(2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、令和5年7月31日(月)～令和5年8月30日(水)12:00までとします。e-Radの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本公募要領に従い、別紙2の(提案書様式(記載例含む))に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

※提案書の書式は、生研支援センターウェブサイト又はe-Radからダウンロードしてください。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募の締切りに遅れた場合は、受け付けません。
- ② e-Radを使用しない方法(郵便、ファクシミリ又は電子メール等)による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 提出後の応募情報の修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

ア 応募資格を有しない場合

イ 提案書に不備があった場合の提案書の修正依頼に対し、期限までに修正できない場合

ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

8 委託先の選定

(1) 委託先の選定に当たって

本事業では、基礎から実用化・事業化までを見据えた研究開発に取り組む研究体制を構築するとともに、個々の研究機関が有する優れた先端技術を取り入れ、これらの産学官の研究機関等が有機的に連携することが不可欠と考えています。

このため、委託先の選定に当たっては、研究開発項目の全体にわたって取り組み、とりまとめを行う研究機関等を審査する「包括提案型」と、研究開発項目の一部について優れた技術を有する研究機関等を審査する「技術提案型」に分けて行い、それぞれの審査で委託先に選定された研究グループや研究機関等は1つのコンソーシアムを構成し、

各々の研究機関等が自主的に連携をとりつつ、研究に取り組むことを条件としています。

なお、技術提案型については、審査状況により、研究開発項目ごとに必ず委託先に選定される研究機関又は研究グループがあるとは限りません。

応募される研究機関等の方におかれましては、以上を踏まえてご提案ください。

(2) 選定方法

委託先の選定に係る審査は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、(3)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提案内容に係る利害関係者は、当該提案の審査から排除されることになっております。

また、評議委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

提案者は、提案内容に応じて、包括提案型又は技術提案型のいずれかの類型を選択して、応募していただきます。

なお、評議委員会において、本事業による委託研究に取り組むことが不適切とされた研究機関等については、研究グループが委託先に選定されてもそこから外れていただく場合があります。

(3) 審査基準

評議委員会において以下の基準に基づき審査を行い、その結果を総合的に勘案して委託先を選定します。

① 包括提案型（※）

ア 提案された内容は、本課題の趣旨や当該提案に係る研究開発項目に定める目的や目標に沿ったものであるか。

イ 提案された内容は、研究開発項目に定める目標を達成するために十分な内容であるか。

ウ 提案された内容は技術的に優れているか。

エ 提案された研究開発手法や計画は、具体的かつ明確で実現可能性が高いものか。

オ 提案された社会実装に向けた戦略（知財戦略含む）が明確で優れているか。

カ 提案された実施体制、規模、予算配分等が妥当であるか。

キ 研究グループ（当該研究グループの協力機関がある場合は当該協力機関を含む）に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。

ク ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん

認定、ユースエール認定))を受けているか。(加点対象)

※ 包括提案型について、書類審査は、アからクの観点で採点を行い、面接審査はアからキの観点で採点を行う。

② 技術提案型(※)

ア 提案された内容は、本課題の趣旨や当該提案に係る研究開発項目に定める目的や目標に沿ったものであるか。

イ 提案された内容は、研究開発項目に定める目標を達成するために十分な内容であるか。

ウ 提案された内容は技術的に優れているか。

エ 提案された研究開発手法や計画は、具体的かつ明確で実現可能性が高いものか。

オ 研究開発された結果の社会実装に向けた具体的な構想があるか。

カ 提案された実施体制、規模、予算配分等が妥当であるか。

キ 提案した研究機関が民間企業である、提案した研究機関に民間企業が参画している、又は提案した研究機関もしくは研究グループの協力機関に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。

ク ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定))を受けているか。(加点対象)

ケ 包括提案審査側の研究グループと相乗効果が期待できるか。

※ 技術提案型について、書類審査は、アからクの観点で採点を行い、面接審査はアからケ(クを除く。)の観点で採点を行う。

※ 包括提案型の応募がなかった場合は、ケの観点での採点を行わない。

(4) 審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行います。

① 書類審査

提案された書類をもとに、評議委員会の委員が上記(3)の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案を選定します。

② 面接審査

①で選定された提案は、評議委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補とする提案を選定します。選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とします。なお、包括提案型と技術提案型の面接審査は原則として同日に行います。

③ 委託先の決定

生研支援センターは、②で採択候補とされた提案をおこなった研究機関又は研究グループについて、重複応募等をチェックします。

生研支援センターは、②で採択候補とされた提案をおこなった包括提案型の研究グループ及び当該研究グループとともにコンソーシアムを構成することが適当として選定された技術提案型の研究機関又は研究グループに対して、コンソーシアムの構築を指示します。

この指示を受けた研究機関又は研究グループがコンソーシアムの構築に合意した場合、生研支援センターは当該研究機関又は研究グループを本事業の委託先として決定します。

(5) 審査結果等の通知

書類審査及び面接審査における審査結果については、速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関)に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

なお、面接審査において不採択となった提案については、応募者への通知の際に、その理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、面接審査において採択となった提案については、応募者への通知の際に、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に試験研究計画の修正を行っていただきます。修正を行っていただけない場合は委託契約を行いませんのでご注意ください。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

8により選定された者には、委託契約締結までの間に研究開発項目の単位で、又は3(6)に記載するPDの指示があった場合は当該指示に係る複数の研究開発項目でまとめてコンソーシアムを構築していただきます。当該コンソーシアムには、当該コンソーシアムで取り込まれる研究開発項目における全ての採択研究機関等(単独の研究機関又は研究グループ)に参画していただく必要があります。

委託契約は、当該コンソーシアムの代表研究機関との間で締結します(コンソーシアムを構成する個々の研究機関等ではなく、コンソーシアムの代表研究機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙3を御覧ください)。

なお、当該コンソーシアムへ採択研究機関等(単独の研究機関又は研究グループ)が参画していただけない場合は、当該研究機関等(研究グループによる応募の場合は当該研究グループ)とは委託契約を締結しませんので、ご注意ください。

コンソーシアムの代表研究機関と生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループ又は必要に応じて研究グループに他の研究機関等を加えて、実施予定の委託研究に関する規約を策定する(規約方式)、研究グループ参加機関が相互に実施予定の委託研究に関する協定書を交わす(協定書方式)又は共同研究契約を締結する(共同研

究契約方式)のいずれかの方式によりコンソーシアムを構築してください。

なお、委託先決定から委託契約締結までの間に、委託先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を変更することも可能とします。

(2) 委託期間

本事業の委託期間については、採択後に新たに作成する委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2ヶ月前の日(提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を委託費として計上することを可能とします。

ただし、採択通知に条件(留意事項等)が付されている場合は、この条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提です。また、設備備品費については、生研支援センターにおいて必要性が認められた場合のみ計上が可能です。

なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は受託者の自己負担となりますので、ご注意ください。

(3) 翌年度以降の取扱い

令和6(2024)年度以降の各研究開発項目については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、各年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、毎年度末に実施するGBによる評価やPDが実施する自己点検の結果が翌年度の研究開発計画や予算配分等に反映されます。このため、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から、目標達成が著しく困難である等と判断された場合は、翌年度の委託研究費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の中止等を行うほか、研究成果の取扱いに十分に注意しながら研究機関や研究開発項目の追加等を行う場合があります。

10 研究開発の運営管理

本事業の運営管理は、以下のとおり実施されますので、本事業への応募にあたっては、十分留意して下さい。

- ① 生研支援センターがPD、サブPDを補佐し、研究の進行管理(研究成果の取扱いに係る管理を含む)、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を関係行政機関等と調整しつつ、効果的に進めるための体制を整備します。
- ② PD若しくはPDの指示を受けたPM、サブPD、生研支援センター及び内閣府担当者は、各研究開発項目の研究の進捗及び成果を定期的に把握するとともに、研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組に関し、コンソーシアムの研究代表者等に対する指導、助言を行います。
- ③ 生研支援センターはこうした取組を円滑に進めるため、PD及びサブPDを補佐するとともに、コンソーシアムの研究代表者等に対し必要な支援を行います。コ

ンソーシアムの研究代表者等は、生研支援センターと連携して、研究の進捗及び成果の定期的な把握、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行う必要があります。

- ④ 生研支援センターは、必要に応じ、関連する他のS I Pの研究課題や他省庁の事業等と連携して研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行います。

1 1 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針（※）に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となります。

※「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

※については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)

を御覧ください。

1 2 研究成果の取扱い

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にし、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するため、知的財産等は、研究開発計画に定める研究開発の内容及び出口戦略の関連事項を踏まえつつ、以下のような管理を行います。

(1) 知財委員会

知財委員会を生研支援センターに設置します。知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定等のほか、必要に応じ知的財産権（特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利、及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。）の実施許諾に関する調整などを行います。知財委員会の担当範囲は、生研支援センターが本事業で執行する予算の範囲とし、原則として、PD又はPDの代理人、主要な関係者、専門家等から構成します。

(2) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）などに基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、委託契約書に準拠させた知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、合意していただきます。なお、共同研究機関協定書等に知財合意書が求める知的財産の取扱いを既に規定している場合は、知財合意書は不要です。

コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究開始時及び研究期間中に内容に変更が生じた場合においては、研究の進行管理のために行われる研究推進会議や知財運営委員会等において知財合意書に基づき、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等について方針を明らかにした知的財産の取扱い方針を策定し、知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

また、知財合意書及び知的財産の取扱い方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(3) 知的財産権に関する取り決め

生研支援センターは、秘密保持、バックグラウンド知財権（コンソーシアムに参画する構成員が、本事業による委託研究に参加する前から保有していた知的財産権）、フォアグラウンド知財権（本事業による委託研究の実施により発生した知的財産権）の扱い等について、予め委託契約等により定めます。

(4) バックグラウンド知財権の実施許諾

委託研究を遂行する目的に限定して、バックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、SIPの推進に支障を及ぼす恐れがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ます。

(5) フォアグラウンド知財権の取扱い

フォアグラウンド知財権は、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 17 条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除いて、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

一方で、④の取扱いについて、合併等に伴う知財権の移転等の場合等であっても、知財の権利者と生研支援センターとの契約に基づいて実施するときには生研支援センターの承認が必要となります。

なお、合併等に伴う知財権の移転等の後であっても生研支援センターは当該知財権に係る再実施権付実施権を保有することは可能であり、当該条件を受け入れられない場合、移転を認めないこととします。

また、自らの諸事情若しくは不正使用等を行ったため又は実施計画書の見直し等に伴いコンソーシアムを委託期間中に脱退する構成員がいる場合、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が委託研究によって得た知的財産権を無償で譲り受ける権利又は当該知的財産権を無償で実施する権利を得るものとします。

（6）知的財産権の報告や申請

（5）①及び④のほか、知的財産権の出願、登録、放棄を行なったとき、または知財権を実施したとき等には定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、研究成果の海外流出による国内産業への悪影響を防止する観点から知的財産権を海外で実施するとき（海外で実施許諾するときも含む）、もしくは第三者に独占的通常実施権を付与しようとするとき、専用実施許諾や移転を行うときは、生研支援センターに事前に申請を行い、承認を受けていただきます。

（7）フォアグラウンド知財権の実施許諾

コンソーシアムは、委託研究を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託研究の成果に係るフォアグラウンド知財権を、当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、コンソーシアム内で実施許諾が可能とします。なお、PDの判断等により、委託研究の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）の範囲内において、コンソーシアム内の他の委託研究の参加者等にフォアグラウンド知財権の無償実施を求める場

合があります。また、第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、委託研究の参加者よりも有利な条件にはしない範囲で、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、SIPの推進に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

なお、研究成果の海外流出による国内産業への悪影響を防止する観点から、特許権の国外への実施許諾については生研支援センターとの事前協議が必要です。

(8) 終了時の知的財産権取扱いについて

本事業による委託研究の終了時に、保有希望者がいない知的財産権については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、生研支援センター等による承継）を協議します。

(9) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

当該国外機関等の参加が委託研究の推進上必要な場合、参加を可能とします。適切な執行管理の観点から、委託研究の受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とします。国外機関等については産業技術力強化法第17条第1項を適用せず、知的財産権は生研支援センターと国外機関等との共有とします。

(10) 研究成果の有効活用

研究成果の有効活用を図る観点から、知財委員会が必要と判断する場合は、未公開・未出願の研究成果に係る情報交換をコンソーシアム間で行うことを求める場合があります。

(11) データマネジメント

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(以下「データ方針」という。)に従ってデータマネジメントを行っていただきます。(別紙4を参照)

コンソーシアムの研究代表機関は、データ方針に基づき、委託研究契約書の締結までに、コンソーシアム構成員間での取扱いについて合意した上で、管理対象データに係るデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)を作成いただきます。研究開始後は、当該DMPに従って、管理対象データの管理を行っていただきます。(別紙4別添(参考:データマネジメントプラン)参照)

なお、研究データの管理・利活用に関する取組状況については、評価対象とします。

(12) 知的財産権の管理

知財権については、次の事項についても留意する必要があります。

- ① 本事業による委託研究の成果によって得られた知的財産権は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定(※1))及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議(※2))に基づき、対応することとします。

※1 http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf

※2 <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

- ② 委託先の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における知財権を受ける権利を従業員等から委託先へ承継する旨の契約を本契約の締結前までに当該従業員等との間で締結して下さい。職務発明規程等によって発明者から委託先への承継が既に定められ、本事業に適用できる場合はこの限りではありません。
- ③ 特許等の出願前に研究成果を公開した場合は、新規性が失われ権利を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。成果の公表を急ぐ場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける手続きを適宜行っていたいただきますが、例外規定の適用が実質的に受けられない国もありますので外国出願を予定する場合には十分留意してください。

（13）研究課題間連携

2の（1）のAからEの研究課題間連携を促進し、シナジー効果を発揮するため、定期的にPDに進捗状況を説明する機会を設けることとしており、PDの差配の下で研究課題間の連携も図られるよう情報共有及び連携促進をお願いします。また、具体的な連携が図られるようPDの差配のもとでデータ共有等のご協力をお願いします。

なお、これらの連携を進めるにあたっては、データが知的財産的な側面があること、内容によっては個人情報が含まれることについて十分の注意しつつ、必要に応じ知財委員会からも助言を得ることといたします。

（14）研究成果報告書等

① 研究成果報告書

各コンソーシアムの構成員は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、コンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告する必要があります。

② 研究実績報告書

各コンソーシアムの構成員は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を委託期間中、毎年度定期的にコンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

③ マッチングファンドの取組に係る報告

各コンソーシアムの構成員に民間企業が参画している、又は各コンソーシアムの協力機関に民間企業が参画している場合は、これらの民間企業による民間投資の金額を5に定めるところにより算定し、その結果を毎年度、コンソーシアムの研究代表者等を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

（15）研究成果の発表

本事業により得られた成果について、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する場合は、知財委員会の方針を踏まえるとともに、知的財産の保護に注意しつつ実施していただきます。

本事業に参画する構成員は、ウェブサイト、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等へ本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果を公表する場合は、コンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに公表内容を事前に通知していただきます。また、公表する資料には、本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果であることを明記するとともに、公表した資料については生研支援センターに提出していただきます。

(16) 研究成果の社会実装への取組

本事業に参画する構成員は、以下のことに留意し研究成果の社会実装を進めていただきます。

- ① 開発された技術は、特許等で権利化した場合でも、製品化や高性能化、システム化を速やかに行うとともに、社会に実装されるよう、適切な許諾の実施を行うこと。
- ② 研究成果のうち秘匿の対象とするノウハウを特定し、その管理を適切に行うこととするとともに、開発された技術の更なる高度化を図ること。
- ③ 広く農林漁業者や関係産業の事業者が研究成果を活用する場合は、わかりやすい成果として情報提供すること。

(17) e-Radからの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づき科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへ登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされ、本情報は国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型の研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報等についてe-Radへの登録を徹底することとされました。

このため、採択された提案に係る委託研究の各年度の研究成果情報等について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報等を含めマクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、入力はコンソーシアムの研究代表者が行いますが入力作業を事務分担者に権限委任することは可能です。

知的財産や研究成果の発表等の研究成果の取扱いの詳細については、「委託業務研究実施要領～事務処理関係～」を参照してください。

1.3 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf）に基づき、競争的資

金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(1) 応募書類への記載

本事業の応募の際は、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業・補助事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合は、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究事項（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究事項について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究事項について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究事項の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

(注) エフォート

総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」です。

「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

1.4 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

(1) 研究費の不正使用等への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）（参照1）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

生研支援センターは、研究機関の研究費の適正な運営・管理体制の整備等の状況について、モニタリングを実施し、体制整備等の実施に不備がある場合は、管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止の措置を講じることがあります。措置の対象は、原則として研究機関全体とします。

このため、事業に参加する研究機関は、生研支援センターホームページ「研究活動の不正行為等への対応」

（https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html）の「【重要】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、契約後、「ガイドラインの実施状況」を提出してください。

また、「ガイドライン実施状況」の提出になじまない機関（参照2）が、研究グループに参画する場合は、「共同研究機関」ではなく「普及・実用化支援機関」として応募してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含むコンソーシアムとは、次年度以降契約を行いません。

この他、研究費の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）及び不正受給（偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。）（以下「不正使用等」という。）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正使用等に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究費の不正使用等に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙7）もご確認ください。

（参照1） 管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

（参照2） 「ガイドライン実施状況」が提出困難な機関や提出になじまない機関（提出対象外）とは以下の研究を実施しない機関をいう。

普及・実用化支援機関（研究成果の生産現場への迅速な普及を担う普及組織や生産者（団体）、研究成果（製品等）のユーザーとなる企業等）

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等を行った者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において、不正使用等を行ったと認定された研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

※ 善管注意義務に違反の例：原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

不正使用等に係る応募・参加制限の対象者	不正使用の程度		応募・参加制限期間
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
4. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者			当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 以下の場合、応募・参加の制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者が所属する研究機関に対し、採択の取消、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正使用等を行った場合、当該不正使用等の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正使用等の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。

※ 「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

（3）虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、研究費の一部又は全部の返還、損害賠償等を研究機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、（2）の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

（4）研究活動における不正行為への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。）が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります。研究倫理

教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。

また、不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、不正行為に適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

(5) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為に関与したと認定された者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の競争的研究費並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

不正行為に係る応募・参加制限の対象者		不正行為の程度	応募・参加制限期間	
1. 不正行為に関与したと認定された者	(1) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年	
	(2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者	① 当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合 イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	5～7年 3～5年
		② 上記以外の著者		2～3年
	(3) (1) 及び (2) を除く不正行為に関与したと認定された者		2～3年	

2. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	2～3年
	イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	1～2年
3. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者		当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(6) 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2022年度版）(※)」の「7 研究活動における不正行為等への防止」を必ずご覧のうえ、提案書別記様式〇の「研究活動の不正行為防止のための対応」にある「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2022年度版）については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o>

〔問い合わせ受付窓口等〕

生研支援センターでは、研究費の不正使用等及び不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

（研究管理部 研究管理課 研究公正室）

電話：044-276-8487

FAX：044-276-9143

メール：kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

15 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「SBIR特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧ください。（<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>）

16 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

ついては、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。

また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。

〈問い合わせ先〉

1.7 若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用

(1) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)

において、

「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本事業に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

(2) 博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>)

本事業においても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業にて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、生研支援センターと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む委託契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(3) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与するとともに、論文の謝辞や論文投稿時において体系的番号を記載することとされています。

詳細については、採択後に別途お知らせします。

(4) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なること

で、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳細については、採択後に別途お知らせします。

18 情報管理の適正化

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学力（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏えいが業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別紙5-1の「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）及び別紙5-2の「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項」（以下「特約条項」という。）に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助

言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する。

(3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、本要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、(1) 及び (2) の事項を踏まえて、委託研究契約書の締結までに、コンソーシアム構成員間での取扱いについて合意した上で、別紙2の「研究計画提案書」の様式第2-4に相当する「情報管理実施体制」を作成いただきます。

また、本基準の項目5から12については、契約締結時までにコンソーシアム規約若しくは社内規則に当該項目を規定してその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記入した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、御注意ください。

19 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

(1) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。

(詳しくは、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htmを御覧ください。)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報(試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された試験研究計画に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース※」へ提供されます。

(※) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・

分析するためのものです。

(2) 安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)

(3) 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※については、https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.htmlを御覧ください。)

20 公募説明会の開催

本事業の提案公募について8月4日（水）16時にTeams ウェビナーにて説明会を開催します。事前の登録が必要になります。URL はホームページでご確認ください。

※ 当日は公募の対象となる研究課題に関して、概要の説明は行いますが、研究課題関連の質問については、後日回答させていただくことになる場合もありますので、ご了解ください。

21 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、メールによりお問い合わせいただくようお願いいたします。

記

○ 公募全般に関する問い合わせ

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）
事業推進部戦略的研究開発課SIP事務局
E-mail SIP3brain@ml.affrc.go.jp

住 所 〒210-0005
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビルディング16階

○ 契約事務について

生研支援センター研究管理部研究管理課
E-mail SIP3brain@ml.affrc.go.jp

○ e-Radについて

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-057-060

03-6631-0622（直通）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「お問い合わせ方法」も御確認ください。

(URL : <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)